

全建事発第 68 号

平成 28 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞

〔公印省略〕

「経営事項審査の事務取扱について（通知）」の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、別添のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がありました。

改正内容は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年国土交通省令第 83 号）の施行により、登録解体工事試験及び登録基礎ぐい工事試験に合格した者について、とび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件の一つに位置づけられ、これに伴い、経営事項審査の技術力評価（Z 点）の技術職員の項目にて評価（2 点）することに伴うものとなっています。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付文書）

1. 「経営事項審査の事務取扱について（通知）」の一部改正について（国土建第 204 号）
2. 「経営事項審査の事務取扱について（通知）」（改正本文／修正見え消し）

（担当）事業部事業企画課 山川

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp